

政務活動費マニュアル

令和8年8月

山 口 県 議 会

は じ め に

住民ニーズや地域課題の多様化・複雑化、地方創生の取組及び地方分権改革の推進により、地方公共団体の事務・権限等は増加し、地方公共団体の意思決定機能をはじめ、知事の事務執行のチェック機能や政策提言機能など、地方議会・議員の役割と責務は、これまで以上に重要性を増しています。

もとより議員の活動は、本会議や委員会などに出席し、議案の審査や意思決定等を行うだけでなく、平素から、地域の代表として住民の意見や考えを把握し、地方公共団体の事務について調査研究を行うなど様々な活動を踏まえ、議案の審査や政策立案に反映させていくことも重要な役割です。

政務活動費は、議員が行うこのような政務活動（調査研究その他の活動）に対し、地方自治法の規定に基づいて交付されているものであり、本県議会では、議会改革検討協議会での検討を通じ、政務活動費の適正な利用や透明性の確保を図るとともに、各議員が政務活動費を活用し、必要な調査研究や情報収集などの活動を積極的に行い、議会としての役割と責務を果たすよう努めているところです。

今後においても、引き続き、政務活動費を適正かつ効果的に活用し、調査研究活動等を一層充実して議会の活性化を図り、総合計画「やまぐち未来維新プラン」に沿った「安心して希望と活力に満ちた山口県」の実現のため、県議会としての役割と責務を果たしていく考えです。

令和8年8月

山口県議会

目 次

I	政務活動費とは	
1	政務活動の内容	1
2	根拠法令	1
II	制度の内容	
1	交付対象と交付額	2
2	交付方法等	2
3	交付上の諸手続	3
4	収支報告書	
①	提出書類	3
②	提出期限	4
③	作成上の留意事項	4
5	残余の返還	5
6	調査	5
7	閲覧（情報公開）	5
8	ホームページ公開	6
9	税制上の取扱い	6
III	基本的な考え方	
1	実費弁償の原則	7
2	充当の範囲	7
3	按分による支出	7
4	会計帳簿等の調製	8
5	証拠書類の整理保存	8
6	会計責任者の明確化	9
IV	使途基準	
1	費目ごとの使途基準	10
2	充当が不適切な経費（参考例示）	
①	議会公務に伴う経費	11
②	選挙活動経費	11
③	政党活動経費	11
④	後援会活動経費	11
⑤	私的経費	11
⑥	私的財産の形成につながる経費	12
⑦	その他の経費	12

3 費目別充当指針

① 調査研究費	13
② 研修費	16
③ 会議費	17
④ 資料費	18
⑤ 広報費	19
⑥ 事務所費	20
⑦ 事務費	22
⑧ 人件費	24

V 領収書等の取扱い

1 領収書	25
2 支出証明書	28

《関係法令》

・ 地方自治法（抜粋）	30
・ 政務活動費の交付に関する条例	31
・ 政務活動費の交付に関する条例施行規程	34
・ 政務活動費の使途基準の運用方針	36
・ 政務活動費の交付に関する事務処理要領	37
・ 政務活動費の交付に関する条例施行規程第四条第三項の規定に 基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱	42
・ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する 条例（抜粋）	43
・ 山口県情報公開条例（抜粋）	44
・ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抜粋）	45
・ 山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する規程	47

この「政務活動費マニュアル」は、政務活動費の適切な執行と透明性の確保を図るために、費目別充当指針のほか、具体的な取扱い等について、議員の総意により策定したものである。

政務活動費マニュアル

I 政務活動費とは

政務活動費は、地方議会の活性化を図るため、「地方自治法」及び「政務活動費の交付に関する条例」の規定に基づき、山口県議会議員が行う調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）に資するため必要な経費の一部として交付されるもの。

1 政務活動の内容

政務活動とは、山口県議会議員として行う、次の活動をいう。

- ・ 県政の諸課題、議会審議案件、県の事務及び行財政全般にわたることについて行う調査研究その他の活動
- ・ 国会又は地方公共団体の議会の議員、行政関係者又は民間団体関係者等との間において行う意見交換及びそれらの者からの情報収集活動
- ・ 住民からの要望及び意見の聴取並びに住民との意見交換
- ・ 住民に対して行う広報活動

2 根拠法令

地方自治法（第100条）	※30頁参照
	
政務活動費の交付に関する条例	※31頁参照
政務活動費の交付に関する条例施行規程	※34頁参照
政務活動費の使途基準の運用方針	※36頁参照
政務活動費の交付に関する事務処理要領	※37頁参照

Ⅱ 制度の内容

1 交付対象と交付額

項 目	内 容	関係条項
通常の場合	山口県議会議員の職にある者に対して、月額35万円が交付される。	条例第2条第1項、第2項
	交付額は、35万円に当該年度の任期の月数を乗じて得た額となる。	条例第2条第3項
月の中途において議員の任期が開始した場合	当該開始した日の属する月は、任期の月数に算入しない。	条例第2条第3項
月の中途において議員でなくなった場合	当該事由が生じた日の属する月は、任期の月数に算入する。	条例第2条第4項

2 交付方法等

項 目	内 容	関係条項
通常の場合	毎年度当初に、交付権者である知事による政務活動費の交付決定（年間額）が行われる。	条例第4条
	交付決定の後、毎四半期の最初の月（4月、7月、10月、1月）の10日までに請求書を提出し、速やかに指定口座に交付される。	条例第5条第1項、第2項及び第3項
年度の中途において議員の任期が開始した場合	知事による政務活動費の交付決定（議員となった月の翌月分以降の年間額）が行われる。	条例第4条
	議員となった月の翌月の属する四半期分の政務活動費は、議員となった月の翌月に速やかに交付され、以後は、四半期の最初の月に交付される。	条例第5条第1項、第2項及び第3項

年度の中途において議員でなくなった場合	議員でなくなった日の属する月までの交付額による変更交付決定が行われる。	条例第4条
	既に交付された政務活動費に過渡し分がある場合は、これを返還することとなる。 【詳細：「5 残余の返還」の項〔5頁〕参照】	条例第5条第4項

3 交付上の諸手続

項 目	内 容
請求書の様式	毎四半期に提出する請求書：施行規程別記第1号様式〔35頁参照〕
振込口座の申出	毎年度、第1四半期分の請求書提出時に、政務活動費の振込みを受ける金融機関の名称等を記載した「口座振替申出書」を提出。〔38頁参照〕
	年度の中途において、振込を受けている口座を変更する場合又は年度の中途に議員となった場合も同様。
	振込を受ける口座は、政務活動費の収支を明確にする上からも政務活動費専用とすることが望ましい。

4 収支報告書

① 提出書類

項 目	内 容	関係条項
収支報告書	議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を議長に提出しなければならない。	条例第7条第1項
	議員が年度の中途において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員又はその遺族は、議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を議長に提出しなければならない。	条例第7条第2項

収支報告書に添付を要する書面	政務活動費による支出をした事実を証すべき領収書その他の書面の写し又は支出証明書を提出しなければならない。	条例第7条第3項
	「費目別支出内容一覧表」〔39頁参照〕、「国内・海外視察、研修報告書」〔40頁参照〕、「県政報告等の広報紙」を提出しなければならない。	事務処理要領第3

② 提出期限

項 目	内 容	関係条項
通常の場合	交付を受けた年度の終了の日の翌日から起算して30日（その日が県の休日の場合はその翌日）以内（まで）に提出しなければならない。	条例第7条第1項
辞職等により年度の中途において議員でなくなった場合	議員でなくなった日の翌日から起算して30日（その日が県の休日の場合はその翌日）以内（まで）に提出しなければならない。	条例第7条第2項

③ 作成上の留意事項

項 目	内 容
収支報告書	「収入」欄 交付を受けた政務活動費の総額を記載すること。
	「支出」欄 費目毎の支出額及び主な支出内容、その額を記載すること。
	「残余」欄 ・ 収入額から支出額を控除し、残額を記載すること。 ・ 残余がない場合は、必ず「0円」と記載すること。 ・ 残余がある場合は、その額を返還する必要があること。

5 残余の返還

項 目	内 容	関係条項
残余の返還	交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出の総額を控除して残余がある場合には、その額を返還しなければならない。	条例第10条
	議員が四半期中途において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務活動費を（死亡の場合はその遺族が）返還しなければならない。	条例第5条第4項
返還の方法	返還は、知事から送付される「返納通知書」により、通知書発行の日から20日以内に山口県指定の金融機関で納入しなければならない。	事務処理要領第5

6 調査

内 容	関係条項
議長は、政務活動費の運用の適正を期するため必要があると認めるときは、収支報告書について調査をすることができる。	条例第9条

7 閲覧（情報公開）

項 目	内 容	関係条項
閲覧の請求	議長に提出された収支報告書又は領収書その他の書面の写しは、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日（通常は6月30日）以降、何人も、その目的の如何にかかわらず議長に閲覧を請求することができる。	条例第11条第2項

閲覧の方法	県議会事務局総務課(閲覧所)において、平日の午前8時30分から午後5時までの間閲覧に供する。	施行規程第4条、 閲覧要綱
非開示情報の取扱い	提出された領収書等に、山口県情報公開条例第7条第1号(個人情報)又は第3号(法人等の情報)に該当する情報が記録されている部分があるときは、その部分を除いて当該領収書等を複写したものを閲覧に供する。 非開示として取り扱う情報は、議長の指示を受けた議会事務局職員が非開示事項に該当するかどうか判断し、領収書等の写しを複写して非開示部分を塗りつぶすこととなる。	条例第11条第4項

8 ホームページ公開

内 容
議長に提出された収支報告書及び領収書その他の書面の写し並びに広報紙を県議会のホームページで公開する。

9 税制上の取扱い

項 目	内 容
所得税法上の取扱い	政務活動費は、所得税法上「雑所得」として取り扱われるが、制度上交付額に残余が生じた場合は返還することとされていることから、課税所得は生じないこととなる。
税務調査	税務署は、税務調査権を有していることから、会計帳簿や支出に係る証拠書類を整理しておく必要がある。

Ⅲ 基本的な考え方

1 実費弁償の原則

政務活動は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行う政務活動に要した費用の実費に充当（実費弁償）することが原則。

2 充当の範囲

政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できない。

また、前年度及び翌年度の経費には充当できない。

3 按分による支出

- 議員の活動は、政務活動（調査研究その他の活動）、後援会活動、政党活動、選挙活動等多彩であり、一つの活動が政務活動以外の活動と一体として行われる場合もあることから、この場合は合理的な方法により按分処理するなど、按分の割合の積算根拠を明確にしなければならない。

【基本となる按分割合】

ア 活動実績割合等による按分例（事務所費、事務費、人件費等）

$$\frac{\text{政務活動 (A\%)}}{\text{政務活動 (A\%)+後援会活動 (B\%)+政党活動 (C\%)+それ以外の活動 (D\%)}} = \text{按分割合}$$

イ 使用面積による按分例（事務所費等）

$$\frac{\text{政務活動占有面積 (△△△㎡)}}{\text{建物全体面積 (○○○㎡)}} = \text{按分割合}$$

- 上記の場合の按分割合は、1／2を上限とする。（広報費の按分を除く）

【例外：広報費（紙面割合による按分例）】

$$\frac{\text{政務活動を内容とする紙面の面積・分量等}}{\text{紙面の総面積・総分量等}} = \text{按分割合}$$

4 会計帳簿等の調製

支出を明らかにした会計帳簿を調製するとともに、領収書その他の証拠書類等を整理しなければならない。

※ 出納簿及び収支報告書の作成に役立てるため、「収支報告書作成システム」を作成しており、活用を図られたいこと。

5 証拠書類の整理保存

議長へ提出が必要なものと、議員において整理保存しておくものは、次のとおり。

議員が整理保存する証拠書類 〔5年間保存〕	収支報告書と共に議長に提出する証拠書類 〔議長が5年間保存・閲覧〕
〔原本の保存〕 ・ 会計帳簿 「収支報告書作成システムの使用を奨励」 ・ 領収書等 ・ 県政報告等の広報紙 ・ 調査委託の成果物 ・ 各種契約書 (調査委託契約書・自動車リース契約書・事務所賃貸契約書等) ・ その他支出の根拠となる書類	〔写しの保存〕 ・ 費目別支出内容一覧表 ・ 国内・海外視察、研修報告書 ・ 領収書等（写しを領収書等添付票に添付） ・ 県政報告等の広報紙〔原本〕 ※ 最終的な充当の可否は議員自らが判断するものであるが、提出された書類は、議会事務局が、資料の添付漏れ、計算ミス等のほか、マニュアル、判例等に照らして、充当の妥当性等を確認する。 ※ 領収書等に個人情報等非開示情報に該当する内容が記載されている場合は、議会事務局がマスキングを実施

※ 保存に当たっては、議長に提出した収支報告書の写し並びに領収書等及び証拠書類を一式として保存することが望ましい。

※【保存期間の例：7年度交付分】

(5年の起算日)	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
8. 5. 1	9. 4. 30	10. 4. 30	11. 4. 30	12. 4. 30	13. 4. 30
提出期限(8. 4. 30)					(保存期間の末日)

※ 収支報告書の提出期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存することが義務付けられている。

6 会計責任者の明確化

政務活動費の適切な支出とともに、領収書や証拠書類等を整備するため、政務活動費に係る「会計責任者」を明確化（専任）すること。

IV 使 途 基 準

1 費 目 ご と の 使 途 基 準

費 目	内 容
調査研究費	視察、要請、陳情又は各種会議の旅費、調査委託料等、議員が行う政務活動並びにその委託に要する経費
研 修 費	会費、旅費等、議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、講演会等への参加に要する経費
会 議 費	施設使用料、器具使用料等、議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費
資 料 費	印刷製本費、書籍購入費等、議員が行う政務活動のために必要な資料の作成又は購入に要する経費
広 報 費	広報資料の印刷費又は送料等、議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費
事 務 所 費	賃借料、光熱水費等、議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費
事 務 費	備品購入費、通信費等、議員が行う政務活動に伴う事務に要する経費
人 件 費	給料、手当等、議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費

2 充当が不適切な経費（参考例示）

主たる目的や内容が次のような活動には、政務活動費を充当しないこととして取り扱う。

ただし、主たる目的が混在する場合（政務活動と後援会活動等との混在）については、合理的な方法により按分の上、充当が可能となる場合もある。

① 議会公務に伴う経費

- ・ 議会定例会、臨時会、委員会等に出席するための経費及び委員会視察等に伴う経費

② 選挙活動経費

- ・ 選挙運動及び選挙活動に要する経費
特に、選挙期間中における政務活動（政務活動費を充てる場合）については、誤解を招きやすいので、慎重な取扱いが必要

③ 政党活動経費

- ・ 党費及び党大会の賛助金、参加費、参加旅費等
- ・ 政党活動、県連（政党等）活動経費
- ・ 政党の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送経費
- ・ 政党組織の事務所の設置維持管理経費（人件費を含む）
- ・ 所属する政党機関誌の購入経費

④ 後援会活動経費

- ・ 後援会の広報紙、パンフレット、ビラ等の印刷・発送経費
- ・ 後援会主催の報告会等の開催経費

⑤ 私的経費

- ・ 慶弔餞別費等（病気見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元・歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等の経費等）
- ・ 冠婚葬祭に係る経費（祝賀会、結婚式、葬儀、祭り等）
- ・ 議員個人の私的な旅行、親睦会、レクリエーション等に要する経費
- ・ 個人の立場で加入している団体などの会費（町内会費、PTA会費、商工会費等で議員個人に帰属するもの）

⑥ 私的財産の形成につながる経費

- ・ 自動車の取得及び維持管理に要する経費
- ・ 事務所の取得及び維持管理（光熱水費及び蛍光灯代を除く）に要する経費
- ・ 事務所に設置する絵画等の美術・装飾品及び冷蔵庫、エアコン、ソファ一等の購入に要する経費

⑦ その他の経費

- ・ 飲食を主目的とする懇談会経費（交通費、宿泊費含む）
- ・ 議員が他の団体の役職を兼ねている場合、その団体の理事会、役員会や総会への出席に要する経費
- ・ 公職選挙法やその他の法令等の制限に抵触すると考えられる経費

【参考】「公職選挙法」（第199条の2：寄附の禁止）

選挙区内にある者に対し、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。

3 費目別充当指針

条例第6条第1項に規定する使途基準の取扱いは、交付を受ける議員自らが充当の適否を判断すべき事項であるが、費目毎の取扱いの均衡を図る必要があることから、その判断の指針として、次のとおり「費目別充当指針」を定めた。

費 目	① 調査研究費												
経費の概要	議員が行う政務活動並びにその委託に要する経費（視察、要請、陳情又は各種会議の旅費、調査委託料、その他）												
経費の内容													
● 交通費 具 体 例： 調査視察、補助金の要請、陳情又は各種会議出席に係る鉄道賃、船賃、航空賃、車賃（レンタカー、タクシー等）、高速道路料金、駐車場料金、自家用車の燃料代等に対し、実費相当額の支出が可能 留 意 点： ・ 充当は、費用弁償条例〔43頁参照〕に定められた金額を上限とする。 ・ 交通費に他の用務との重複部分があるときは、合理的な割合で按分すること ・ 自家用車（リースを含む）を政務活動に使用した場合は、燃料代の実費に代えて、特例として「1キロメートル当たり30円で計算した額」を充当することが可能であること ・ パック料金利用の場合は、鉄道賃、航空賃、宿泊費等の項目内訳を「国内・海外視察、研修報告書」に記載すること 証拠書類： <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">経 費 の 区 分</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄道賃（JR、私鉄、地下鉄）、船賃</td><td>利用の際に徴した領収書又は旅行代理店を通じて手配した場合等における当該店発行の領収書</td></tr> <tr> <td>航空賃</td><td>利用の際に徴した領収書、航空賃が記載された搭乗券又は旅行代理店の領収書</td></tr> <tr> <td>車賃（レンタカー、タクシー等）、駐車場料金</td><td>利用の際に徴した領収書</td></tr> <tr> <td>高速道路料金</td><td>領収書又はETCの利用明細書</td></tr> <tr> <td>自家用車（リースを含む）の燃料代</td><td> ・ 燃料代の領収書 ・ 特例として、1キロメートル当たり30円で計算した額を充当した場合は、燃料代相当額として支出証明書で整理 </td></tr> </tbody> </table>		経 費 の 区 分		鉄道賃（JR、私鉄、地下鉄）、船賃	利用の際に徴した領収書又は旅行代理店を通じて手配した場合等における当該店発行の領収書	航空賃	利用の際に徴した領収書、航空賃が記載された搭乗券又は旅行代理店の領収書	車賃（レンタカー、タクシー等）、駐車場料金	利用の際に徴した領収書	高速道路料金	領収書又はETCの利用明細書	自家用車（リースを含む）の燃料代	・ 燃料代の領収書 ・ 特例として、1キロメートル当たり30円で計算した額を充当した場合は、燃料代相当額として支出証明書で整理
経 費 の 区 分													
鉄道賃（JR、私鉄、地下鉄）、船賃	利用の際に徴した領収書又は旅行代理店を通じて手配した場合等における当該店発行の領収書												
航空賃	利用の際に徴した領収書、航空賃が記載された搭乗券又は旅行代理店の領収書												
車賃（レンタカー、タクシー等）、駐車場料金	利用の際に徴した領収書												
高速道路料金	領収書又はETCの利用明細書												
自家用車（リースを含む）の燃料代	・ 燃料代の領収書 ・ 特例として、1キロメートル当たり30円で計算した額を充当した場合は、燃料代相当額として支出証明書で整理												

充当できないもの：

- ・ 議会定例会、臨時会、委員会等に出席するための経費及び委員会視察等の交通費等（議会公務として費用弁償を受ける場合）
- ・ 監査委員、各種の審議会等の委員として会議に出席する場合の交通費等（政務活動にあたらぬ）
- ・ 具体的な調査先等が記載されていない調査視察等（政務活動と見なされない）

● 宿泊費

具 体 例： 調査視察、補助金の要請、陳情又は各種会議出席に伴い現に要した宿泊費

留 意 点： ・ 宿泊費については、費用弁償条例〔43 頁参照〕に定められた金額を上限とする
・ パック料金利用の場合は、鉄道賃、航空賃、宿泊費等の項目内訳を「国内・海外視察、研修報告書」に記載すること

証拠書類： 宿泊施設が発行する明細の表示された領収書

充当できないもの： マッサージ、有料テレビ料金、客室冷蔵庫等使用に伴う経費

● 自動車リース料

具 体 例： 政務活動に必要な自動車のリース
（自動車諸税、自賠責保険等の最低限の必要経費を含み、定期点検整備費、修理代を除く）

留 意 点： ・ リース期間満了後に所有権が移転する場合は充当不可
・ 按分上限 1 / 2

証拠書類： リース会社の発行する領収書

充当できないもの： 自動車の購入費用や修理費用、オイル交換、洗車代等の日常の維持管理経費

● 調査委託料

具 体 例： 政務活動を議員以外の個人又は団体に委託した場合の委託経費

留 意 点： ・ 調査委託目的を「費目別支出内容一覧表」に記載すること
・ 当該支出に伴う契約書、成果物を整理、保管しておくこと

証拠書類： 調査受託者の発行する領収書

● その他

具 体 例： 政務活動に係る施設の入場料等、写真代

証拠書類： 当該経費の領収書

費 目	② 研修費
経費の概要	議員又は議員の使用する秘書等が参加する研修会、講演会等に要する経費（会費、旅費、その他）
経費の内容	
● 会費 具 体 例： 政務活動に必要となる研修会、講演会及び政務活動に係る会費 留 意 点： ・ 充当は、研修会の内容又は、当該団体の活動内容や実態が政務活動に適するかどうかで判断すること ・ 研修会、講演会等の受講料（公共交通機関利用料を含む）を充当する場合は、「国内・海外視察、研修報告書」に記載すること 証拠書類： 会議等の主催者が発行する領収書 充当できないもの： ・ 政党活動に伴う党費、党大会賛助金、政党主催セミナーの会費等 ・ 慶弔餞別費等（病氣見舞い、香典、祝金、餞別、寸志、中元・歳暮等の費用、慶弔電報、年賀状の購入又は印刷等の経費等） ・ 個人の立場で加入している団体などの会費等（町内会費、PTA会費等） ・ 議員連盟会費 ・ 各種団体への寄付・カンパ ・ 飲食を主目的とする懇親会経費（交通費、宿泊費を含む）	
● 旅費 留 意 点： 調査研究費の項の交通費、宿泊費を参照のこと	

費 目	③ 会議費
経費の概要	議員が行う県政に関する要望又は意見等を聴取するための会議に要する経費（施設使用料、器具使用料、その他）
経費の内容	
● 会場費 具 体 例： 会議開催の会場借上経費及び会議に必要となる機器の借上経費 留 意 点： 支出目的等を「費目別支出内容一覧表」に記載すること 証拠書類： 施設管理者の発行する領収書 充当できないもの：後援会等主催による会議に要する経費	
● 資料印刷費 具 体 例： 会議に必要となる資料作成経費 証拠書類： 資料作成受託者の発行する領収書	
● 食糧費 具 体 例： 会議の茶菓代 留 意 点： ・ 選挙区内の住民を対象とした会議の場合は、公職選挙法に抵触しないよう留意すること ・ 社会通念上妥当と考えられる範囲であること 証拠書類： 当該経費の領収書	

費 目	④ 資料費
経費の概要	議員が行う政務活動のために必要な資料の作成又は購入に要する経費（印刷製本費、書籍購入費、その他）
経費の内容	
● 印刷製本費 具 体 例： 政務活動のために必要な資料の印刷経費 証拠書類： 当該経費の領収書	
● 書籍購入費 具 体 例： 政務活動のために必要な書籍、新聞等の購読料 〔各 1 冊（部）のみ〕 留 意 点： 購入した書籍の名称を「費目別支出内容一覧表」に記載すること 証拠書類： 当該経費の領収書 充当できないもの： ・ スポーツ新聞の購読料、同窓会名簿購入費、映画DVDの購入代等 ・ 所属する政党の機関誌	

費 目	⑤ 広報費
経費の概要	議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費 (広報資料の印刷費又は送料、その他)
経費の内容	
● 広報資料の印刷、送料 具 体 例： 議会活動、県政に係る政策等の広報資料の印刷、当該資料の送付等に要する経費 留 意 点： ・ 当該資料に後援会活動等の内容が含まれている場合には、印刷費、送付に係るすべての経費とも合理的な割合で按分すること ・ 印刷物の名称や送付目的、印刷部数及び送付部数等を「費目別支出内容一覧表」に記載すること ・ 広報資料の送付について、業として配布を行っていない者へ依頼する場合は、地域事情等もあることから、議員の責任において判断すること 証拠書類： 当該経費の領収書 充当できないもの： 後援会だより等で、内容が政務活動に伴う資料と判断できないもの	
● ホームページ作成委託費 具 体 例： ホームページ作成及び更新等に係る委託費 留 意 点： 後援会活動等と内容が混在している場合は、合理的な割合で按分すること 証拠書類： 当該経費の領収書	
● その他 充当できないもの： 地元住民の議会傍聴のためのバス借上代	

費 目	⑥ 事務所費
経費の概要	議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費（賃借料、光熱水費、その他）
経費の内容	
● 賃借料 具 体 例： 事務所借上に係る経費 留 意 点： ・ 充当の可否は、当該事務所を政務活動に使用しているかどうかで判断することとなり、以下の要件を満たす必要がある ・ 外観上の形態を有していること (●●議員事務所等の看板設置等) ・ 事務所としての機能を有していること (事務・応接スペース、事務備品等) ・ 賃貸契約の名義人が議員本人であること ・ 連絡要員等を配置していること ・ 後援会事務所と併用している場合は、合理的な割合で按分すること ○ 使途基準に該当するもの（判例による事例） 父親が所有する建物の一部を事務所として使用した家賃（親子間で経費の負担関係を明確にしておくために賃貸借契約を締結することは、不自然ではないとする） 証拠書類： 当該経費の領収書 充当できないもの： ・ 自己が所有する事務所に対する賃借料 ・ 県議会議員選挙に使用する期間（選挙運動期間中及び投票日）の事務所費	
● 駐車場代 具 体 例： 来客用駐車場代 留 意 点： 賃借料の留意点と同様の取扱いであること 証拠書類： 当該経費の領収書	

● 維持管理経費（光熱水費）

具 体 例： 事務所の光熱水費

留 意 点： ・ 賃借料の留意点と同様の取扱いであること
・ 実績に基づかない定額の支出とせず、実績に応じて合理的な割合で按分すること
・ 自宅に事務所を併設している場合の光熱水費のうち、水道代、下水道代、ガス代は、生活に係る使用が大部分であるため、実態に応じて按分すること（按分上限 1 / 2）

証拠書類： 当該経費の領収書

● 維持管理経費（蛍光灯代）

具 体 例： 事務所の維持管理経費

留 意 点： ・ 直接必要な蛍光灯代のみ充当可能であること
・ 按分は、事務費（備品購入費又は賃借料）の留意点と同様の取扱いであること

証拠書類： 当該経費の領収書

充当できないもの： 蛍光灯以外（例示：食器洗剤、スポンジ、殺虫剤、芳香剤、トイレトペーパー等）

費 目	⑦ 事務費
経費の概要	議員が行う政務活動に伴う事務に要する経費 (備品賃借料、備品もしくは事務用品購入費、通信費、その他)
経費の内容	
● 備品（事務機器）購入費又は賃借料 具 体 例： パソコン、ファックス、コピー機等に係る経費 留 意 点： ・ 政務活動に対する有用性が高く、直接必要と認められるものが対象となること ・ 後援会事務所と併用している事務所に設置したものや、自宅に設置したもの等で、個人的に使用する部分や、政務活動以外の活動に使用する部分は、合理的な割合で按分すること ・ 議員任期終了前の高額備品の購入等は差し控えること ・ 具体的な購入又は賃借品名等を「費目別支出内容一覧表」に記載すること 証拠書類： 当該経費の領収書 充当できないもの： ・ 自動車の購入（政務活動に使用する場合でも充当不可） ・ 自動車の維持管理経費（任意保険料や修理費用、オイル交換、洗車代等の日常の維持管理経費）	
● 事務用品購入費、郵送料等 具 体 例： 事務用品購入、郵送料等 留 意 点： ・ 按分及び記載は、備品購入費又は賃借料の留意点と同様の取扱いであること ・ 実績に基づかない定額の支出とせず、実績に応じて合理的な割合で按分すること 証拠書類： 当該経費の領収書 充当できないもの： ・ 名刺の印刷代等 ・ 県議会議員選挙に使用する期間（選挙運動期間中及び投票日）の事務費	

● 来客用茶菓代

具 体 例： 政務活動に伴う茶菓に要する経費

留 意 点： ・ 通常用いられる程度の茶菓代のみ充当可能であること
・ 按分及び記載は、備品購入費又は賃借料の留意点と同様の取扱いであること

証拠書類： 当該経費の領収書

充当できないもの： 通常用いられる程度の茶菓以外（例：高額茶菓、栄養ドリンク等）

● 通信費（固定電話）

具 体 例： 固定電話に係る経費

留 意 点： 按分及び記載は、備品購入費又は賃借料の留意点と同様の取扱いであること

証拠書類： 当該経費の領収書

● 通信費（携帯電話）

具 体 例： 携帯電話に係る経費

留 意 点： ・ 携帯電話に係る経費は、個人的に使用する部分もあるため実態に応じて按分すること
・ 按分上限 1 / 2

証拠書類： 当該経費の領収書

● 受信料

具 体 例： NHK放送受信料・ケーブルテレビ受信料

留 意 点： 充当は基本契約のみとする

証拠書類： 当該経費の領収書

● その他

充当できないもの： 量販店等で付与されるポイント（商品購入金額に応じてポイントが発生し、次回の商品購入時以降に金額換算し値引きが受けられるポイント → 実質的な値引き分）

費 目	⑧ 人件費
経費の概要	議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費 (給料、手当、その他)
経費の内容	
● 人件費 具 体 例： 常勤、臨時雇用の職員に係る給料、手当等の経費 留 意 点： - 専ら政務活動に従事させる場合は給与全額を充当できること - 後援会活動等との併用で雇用した場合は、政務活動内容、勤務実態等を勘案し、合理的な割合で按分すること - 主な職務内容：政務活動、資料作成、コピー、電話応対及び来客の応対等 - 職務形態：常勤、パート及びアルバイト等 - 生計を一にする親族の充当は不可 - 生計を一にする親族以外の親族を雇用した場合は、政務活動への従事の実態により充当は可能であるが、誤解を招きやすいので、慎重な取扱いが必要となること - 雇用の目的等を「費目別支出内容一覧表」に記載すること 証拠書類： 給与支給明細書又は受領書、これらが作成されない場合は支出証明書 充当できないもの： - 生計を一にする親族 親族の範囲（民法第725条） 6 親等内の血族、配偶者及び3 親等内の姻族 - 県議会議員選挙に従事させる期間（選挙運動期間中及び投票日）の人件費	

V 領収書等の取扱い

項 目	1 領収書	
① 共通事項		
・ 領収書の留意事項は下記のとおり		
項 目	内 容	
基本	領収書は、相手方により記入発行されたもの (日付、宛名、発行者等の記載があるもの)	
宛名	領収書の宛名は議員名であること。ただし、按分計上の 経費については、後援会名も可能な場合もある。	
	家族や会計職員あての領収書は不可。	
	領収書等に宛名の記載がない場合、「〔議員名〕宛である ことに相違ない」旨を付記する必要がある。	
レシートの 取扱い	レシートが発行されている場合は、レシートの添付の みで可能。	
	宛名記載のため領収書の発行を求めた場合には、併せて レシートを添付すること。	
	ポイント確認に必要なため、レシートを途中で切らない こと。	
年度末一括 領収の取扱い	一年分まとめて支払った場合を除き、一括領収書は不可。 (支払いに応じた領収書等の添付が必要)	
添付の基本	領収書その他の書面を「領収書等添付票」に費目ごとに 整理し、その写しを提出すること。	
	<table border="1"> <tr> <td>その他の書面</td><td>受領書、銀行の振込利用明細書等の 支出を証明し得る書類、レシート等</td></tr> </table> 領収書等を張り付ける場合は、枠内に重ならないように 貼り付けること。	その他の書面
その他の書面	受領書、銀行の振込利用明細書等の 支出を証明し得る書類、レシート等	
領収書紛失 の場合	領収書紛失を理由にした支払証明書の提出は不可。	

② 政務活動費以外の経費が含まれている場合

- ・ 領収書等に政務活動費以外の経費が含まれている場合、具体的に充当方法を記載すること

項 目		記 入 例										
調査研究費	自動車の月一括領収書（オイル交換、洗車代等）	（領収書金額〇〇〇円－オイル交換代〇〇円－洗車費用〇〇円）×按分率＝支出額										
研 修 費	年度途中に入会の会費	会費年額（例：10月～翌年9月分）〇〇円×6月分／12ヶ月＝本年度支出額										
資 料 費	年度をまたがる書籍の一括購入代金	年間購読料（例：9月～翌年8月分）〇〇円×7月分／12ヶ月＝本年度支出額										
事 務 費	電話代に含まれる電報代の取扱い	（領収書金額〇〇円－電報代〇〇円）×按分率＝支出額										
	携帯電話代の議員以外使用	（領収書金額〇〇円－議員以外使用分〇〇円）×按分率（1/2以下）＝支出額										
量販店でのポイント控除 （政務活動費の支出に対して付与されるポイント） ※ポイント：実質的な値引き		（領収書金額〇〇〇円－発生ポイント代〇〇円相当）×按分率＝支出額 【例】 <table><tr><td rowspan="3">商 品 ¥10,000</td><td>商品</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>支払額</td><td>10,000円</td></tr><tr><td>発生ポイント</td><td>1,000円相当</td></tr></table> <table><tr><td rowspan="3">ポイント (1,000 P) ¥1,000</td><td colspan="2">政務活動費充当額 9,000円</td></tr></table> ※ 購入の都度、発生ポイント分を控除	商 品 ¥10,000	商品	10,000円	支払額	10,000円	発生ポイント	1,000円相当	ポイント (1,000 P) ¥1,000	政務活動費充当額 9,000円	
商 品 ¥10,000	商品	10,000円										
	支払額	10,000円										
	発生ポイント	1,000円相当										
ポイント (1,000 P) ¥1,000	政務活動費充当額 9,000円											
	県議会議員選挙に使用する期間（選挙運動期間中及び投票日）の事務所費、事務費、人件費等	（〇〇費〇〇〇円－10日分控除）×通常時の按分率＝按分後の支出額										

③ 経費の一部を充当する場合（按分処理を除く）

項 目	記 入 例
領収書の合計額が交付総額 （通常420万円）を越える場合 の最終調整を行う領収書への 記載	〇〇費〇〇〇円 （うち政務活動費充当額△△△円）

項 目	2 支出証明書
① 共通事項	
・ 支出証明書の留意事項は下記のとおり	
項 目	内 容
基本	社会慣習その他の事情により領収書その他の書面を徴し難いときは、「支出証明書」を費目ごとに作成し、支出年月日、金額、支出目的、支出を受けた者及び領収書を徴し難い事情を記載すること。 提出に際しては、当該費目の合計額を記載し、記名の上原本を提出すること。
領収書紛失の場合	<u>領収書紛失を理由にした支払証明書の提出は認められない。</u>
留意事項	支出をした事実を証すべき書面は領収書等を徴することが原則であり、支出証明書は例外としての取扱い。 支出証明書によることができる「領収書等を徴し難いとき」とは、具体的には、支出を受けた者の死亡、会社の解散などのほか、通常領収書を発行しないような場合等がこれに該当する。
按分による支出がある場合	支出証明書の備考欄に按分の割合及び当該経費の総額を記載すること。
経費の一部を充当する場合 (按分処理を除く)	支出証明書の備考欄に当該経費の総額を記載すること。

《 関 係 法 令 》

○ 地方自治法（抜粋）	30
○ 政務活動費の交付に関する条例	31
○ 政務活動費の交付に関する条例施行規程	34
○ 政務活動費の使途基準の運用方針	36
○ 政務活動費の交付に関する事務処理要領	37
○ 政務活動費の交付に関する条例施行規程第4条第3項の 規定に基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱	42
○ 山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に 関する条例（抜粋）	43
○ 山口県情報公開条例（抜粋）	44
○ 行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する条例（抜粋）	45
○ 山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の 利用に関する規程（抜粋）	47

地方自治法（抜粋）

昭和 22 年 4 月 17 日法律第 67 号

第 2 編 普通地方公共団体

第 6 章 議会

第 2 節 権限

〔調査権・刊行物の送付・図書室の設置等〕

第 100 条

～第 1 項から第 13 項省略～

- 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務活動費を交付することができる。この場合において、当該政務活動費の交付の対象、額及び交付の方法並びに当該政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。
- 15 前項の政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務活動費に係る収入及び支出の状況を書面又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって議長に報告するものとする。
- 16 議長は、第 14 項の政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。

～第 17 項から第 20 項省略～

政務活動費の交付に関する条例

平成 13 年 3 月 23 日 条例第 23 号
最終改正 令和 4 年 12 月 20 日 条例第 42 号

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定に基づき、政務活動費の交付について必要な事項を定めるものとする。

(交付対象等)

第 2 条 県は、山口県議会議員（以下「議員」という。）の職にある者に対して、政務活動費を交付する。

2 政務活動費の額は、1 月につき 35 万円とする。

3 第 1 項の規定により交付する政務活動費の額は、前項に規定する額に当該年度における当該議員の任期の月数を乗じて得た額とする。この場合において、月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月は、任期の月数に算入しないものとする。

4 月の中途において議員の任期満了、辞職、失職、死亡若しくは除名又は議会の解散があった場合におけるこれらの事由が生じた日の属する月の政務活動費の交付については、これらの事由が生じなかったものとみなす。

(通知)

第 3 条 議長は、政務活動費の交付を受けようとする議員の氏名を、毎年 4 月 5 日までに知事に通知するものとする。

2 議長は、前項に規定する議員に異動があったときは、その異動に係る事項を速やかに知事に通知するものとする。

(交付決定)

第 4 条 知事は、前条の規定による通知を受けたときは、当該通知に係る議員について政務活動費の交付の決定をし、その旨を議員に通知するものとする。

(請求及び交付)

第 5 条 政務活動費の交付は、四半期ごとに行うものとする。

2 議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月（月の中途において議員の任期が開始したときは、当該開始した日の属する月の翌月）の 10 日までに、当該四半期分の政務活動費を請求するものとする。

3 知事は、前項の規定による請求があったときは、速やかに政務活動費を交付するものとする。

4 議員は、四半期の中途において辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日の属する月の翌月分以降の政務活動費を速やかに返還しなければならない。

(使途)

第 6 条 政務活動費の使途の基準は、次の各号に掲げる費目の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める経費とする。

- 一 調査研究費 視察、要請、陳情又は各種会議の旅費、調査委託料その他の議員が行う県の事務及び地方行財政制度に関する調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）並びにその委託に要する経費
- 二 研修費 会費、旅費その他の議員又は議員の使用する秘書等が行う研修会、講演会等への参加に要する経費

- 三 会 議 費 施設使用料、器具使用料その他の議員が行う県民の県政に関する要望又は意見を聴取するための会議に要する経費
- 四 資 料 費 印刷製本費、書籍購入費その他の議員が行う政務活動のために必要な資料の作成又は購入に要する経費
- 五 広 報 費 広報資料の印刷費又は送料その他の議員が行う議会における活動状況等の広報に要する経費
- 六 事 務 所 費 賃借料、光熱水費その他の議員が行う政務活動のために必要な事務所の設置又は維持管理に要する経費
- 七 事 務 費 備品購入費、通信費その他の議員が行う政務活動に伴う事務に要する経費
- 八 人 件 費 給料、手当その他の議員が行う政務活動を補助する職員の雇用に要する経費

2 議員は、政務活動費を前項の基準に定める用途以外の用途に使用してはならない。
(収支報告書)

第7条 議員は、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、年度の終了の日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

2 議員が任期満了、辞職、失職、死亡、除名又は議会の解散により議員でなくなった場合には、当該議員又はその遺族は、前項の規定にかかわらず、当該議員でなくなった日の属する月までの収支報告書を、当該議員でなくなった日の翌日から起算して30日以内に議長に提出しなければならない。

3 収支報告書には、政務活動費による支出をした事実を証すべき領収書その他の書面の写し（社会慣習その他の事情により当該書面を徴し難いときは、その旨並びに当該支出を受けた者並びに当該支出の目的、金額及び年月日を記載した書面。以下「領収書等」という。）を添えなければならない。

4 議長は、第一項及び第二項の規定により提出された収支報告書の写しを、知事へ送付するものとする。

(書類の整理保存)

第8条 議員は、政務活動費の支出について、その内訳を明らかにした会計帳簿を調製し、及び証拠書類等を整理しておかなければならない。

2 議員は、前項に規定する書類を、当該年度の政務活動費の収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。

(調査)

第9条 議長は、政務活動費の運用の適正を期するため必要があると認めるときは、収支報告書について調査をすることができる。

(返還)

第10条 議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、その年度において行った政務活動費による支出（第6条に規定する基準に従って行った支出に限る。）の総額を控除して残余がある場合には、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。

(収支報告書等の保存及び閲覧)

第11条 議長は、第7条第1項から第3項までの規定により提出された収支報告書及び領収書等を、その提出すべき期間の末日の翌日から起算して5年を経過する日まで保存するものとする。

2 何人も、議長に対し、前項の規定により保存されている収支報告書又は領収書等の閲覧を請求することができる。

3 前項に規定する閲覧は、当該収支報告書を提出すべき期間の末日の翌日から起算して60日を経過する日の翌日以後これを行うことができる。

4 議長は、第2項の規定による請求があった場合において、当該請求に係る領収書等に山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号）第7条第1号又は第3号に該当する情報が記録されている部分があるときは、その部分を除いて当該領収書等を複写したものを閲覧に供するものとする。

（その他）

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、議長が定める。

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年条例第48号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年条例第34号）

（施行期日）

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第7条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成20年条例第24号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の政務調査費の交付に関する条例第7条及び第11条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に交付される政務調査費について適用し、施行日前に交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（平成25年条例第1号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に改正前の政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

附 則（令和4年条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

政務活動費の交付に関する条例施行規程

平成 13 年 3 月 30 日議会規程第 2 号

最終改正 令和 7 年 3 月 18 日議会規程第 2 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年山口県条例第 23 号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(請求)

第 2 条 条例第 5 条第 2 項の規定による請求をしようとする者は、請求書（別記第 1 号様式）を知事に提出しなければならない。

(収支報告書の様式)

第 3 条 条例第 7 条第 1 項及び第 2 項の収支報告書は、別記第 2 号様式による。

(収支報告書等の閲覧)

第 4 条 条例第 11 条第 2 項の規定により同項に規定する収支報告書及び領収書等（以下「収支報告書等」という。）を閲覧に供するため、閲覧所を山口県議会事務局総務課に設ける。

2 収支報告書等を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿に住所、氏名その他必要な事項を記入しなければならない。

3 前 2 項に定めるもののほか、収支報告書等の閲覧について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。

別記

第1号様式（第2条関係）

請求書

年 月 日

山口県知事 様

請求者 住 所

氏 名

下記のとおり政務活動費の交付を受けたいので、政務活動費の交付に関する条例第5条第2項の規定により請求します。

記

請求金額	円（ 年 月分から 年 月分まで）
------	-------------------

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第2号様式（第3条関係）

収支報告書

年 月 日

山口県議会議長 様

報告者 住 所

氏 名

政務活動費の交付に関する条例第7条第1項第2項の規定により、下記のとおり報告します。

記

収 入		円	
支 出	費 目	金 額	内 訳
	調 査 研 究 費	円	
	研 修 費		
	会 議 費		
	資 料 費		
	広 報 費		
	事 務 所 費		
	事 務 費		
	人 件 費		
	合 計		
残 余		円	

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

政務活動費の使途基準の運用方針

(平成 18 年 4 月 1 日制定)

最終改正 (令和 8 年 7 月 7 日改正)

(目的)

第 1 この運用方針は、政務活動費の取扱いの適正を期するため、政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）第 6 条第 1 項に規定する「使途の基準」の取扱いの指針を定めるものである。

(実費弁償の原則)

第 2 山口県議会議員（以下「議員」という。）が行う調査研究その他の活動（以下「政務活動」という。）は、議員の自発的な意志に基づいて行われるものであることから、政務活動費は、社会通念上妥当な範囲であることを前提とした上で、議員が行う政務活動に要した費用に充当（実費弁償）することが原則である。

(充当の範囲)

第 3 政務活動費の充当の範囲は、政務活動に直接必要とする経費に限られ、たとえ政務活動に使用する場合であっても、議員の私的財産の形成等につながるものには充当できない。

2 交通費及び宿泊費の充当に当たっては、公務に伴う旅行の場合における山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「費用弁償条例」という。）第 3 条第 2 項に基づく費用弁償の額との均衡を図るものとする。

ただし、合理的な理由があるときは、社会通念上妥当と考えられる範囲までの充当ができるものとする。

3 自家用車を使用した場合の交通費（燃料代）については、実費の算出が困難であることから、費用弁償条例別表第 3 に規定する 1 キロメートル当たりの車賃によって充当することができるものとする。

(按分による支出)

第 4 議員の活動は、議会活動（議員活動及び政務活動）、政党活動、選挙活動等多彩であり、一つの活動が政務活動以外の活動と一体として行われる場合もあることから、この場合は合理的な方法により按分処理するなど、按分の割合の積算根拠を明確にしなければならない。

(費目別の充当)

第 5 条例第 6 条第 1 項に規定する使途基準の取扱いは、交付を受ける議員自らが充当の適否を判断すべき事項ではあるが、費目毎の取扱いの均衡を図る必要があることから、その判断の指針として、別表のとおり「費目別充当指針」を定めるものとする。

※

附 則

この運用方針は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この運用方針は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この運用方針は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

※別表（費目別充当指針）は添付を省略（13 頁～24 頁参照）

政務活動費の交付に関する事務処理要領

(平成 18 年 4 月 1 日制定)

最終改正 (令和 7 年 3 月 18 日改正)

(目的)

第 1 この要領は、政務活動費の交付に関する条例（以下「条例」という。）に基づき交付される政務活動費に関する事務処理について必要な事項を定めるものとする。

(振込口座の申出)

第 2 山口県議会議員（以下「議員」という。）は、毎年度、第 1 四半期分の請求をするときは、政務活動費の振込を受ける金融機関の名称等を記載した口座振替申出書（別記第 1 号様式）を提出しなければならない。なお、第 2 四半期以降この内容に変更が生じた場合も同様とする。

(領収書等)

第 3 条例第 7 条第 3 項に規定する政務活動費による支出をした事実を証すべき領収書その他の書面には、受領書、銀行の振込利用明細書その他の支出を証明し得る書類を含むものとする。

2 議員は、収支報告書の提出時に、当該支出の目的等を記載して費目別支出内容一覧表（別記第 2 号様式）もしくは国内・海外視察、研修報告書（別記第 3 号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。

3 政務活動費の交付に関する条例第 6 条第 1 項に掲げる費目（以下「費目」という。）ごとに領収書その他の書面を張り付けた領収書等添付票（別記第 4 号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。

4 第 2 項の場合において、按分による支出がある場合は、費目別支出内容一覧表又は国内・海外視察、研修報告書に充当額及び按分割合を記載するものとする。

5 前項に規定する支出以外で経費の一部に政務活動費を充当した場合は、費目別支出内容一覧表又は国内・海外視察、研修報告書に充当額及び積算根拠を記載するものとする。

6 議員は、県政報告等の広報紙の印刷、送付等に要する経費に政務活動費を充当した場合は、当該広報紙又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。

(支出証明書の添付)

第 4 条例第 7 条第 3 項に規定する領収書その他の書面を徴し難いときは、支出に係る事実を記載した支出証明書（別記第 5 号様式）又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。

2 前項の支出証明書は、費目ごとに作成し、当該費目の支出合計額を記載しなければならない。

3 第 1 項の場合において、按分による支出がある場合は、備考欄に按分の割合及び当該経費の総額を記載するものとする。

4 前項に規定する支出以外で経費の一部に政務活動費を充当した場合は、備考欄に当該経費の総額を記載するものとする。

(返還)

第 5 議員は、条例第 10 条の規定により政務活動費の返還が生じた場合は、知事から送付される「返納通知書」により、通知書発行の日から 20 日以内に山口県指定の金融機関で納入しなければならない。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。

第1号様式（第2関係）

口座振替申出書

年 月 日

山口県会計管理者 様

郵便番号

住 所

氏 名

年度に支払われる政務活動費については、下記金融機関の私の口座に振り込んでください。

記

金 融 機 関 の 名 称	
預金種別及び口座番号	
フリガナ	
口座名義人	

・口座名義人は、口座名義人欄は口座設置金融機関へお尋ねの上、金融機関に電算登録してあるものをご記入願います。

なお、必ずフリガナを記入してください。

第2号様式（第3関係）

費目別支出内容一覧表

議員名 _____

費 目	調査研究費 ・ 研修費 ・ 会議費 ・ 資料費 広報費 ・ 事務所費 ・ 事務費 ・ 人件費			整理番号		
事業内容						
経費内訳	項目	金 額(円)	充当額(円)	内容		
		《合計》				
	按分割合 積算根拠					

- 注) 1 【全費目】注) 2を除く全ての費目の支出について、本一覧表を作成すること
報告に関しては、支出の種類(例：ガソリン、携帯電話代)ごとに1年分まとめて報告しても差し支えない
- 2 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修については、別様式の「国内・海外視察、研修報告書」により報告すること
- 3 【広報費】広報紙は、経費内訳の内容欄に印刷・送付部数を記入すること
- 4 【事務所費】自己が所有する事務所に対する賃貸料は充当不可、事務所要件を満たさない場合は充当不可
- 5 【人件費】生計を一にする親族雇用は充当不可
- 6 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること

第3号様式（第3関係）

国内・海外視察、研修報告書

議員名 _____

費 目		整理番号		
視察・研修 の 目 的				
年 月 日				
場 所				
相 手 先				
行 程				
内容・結果等				
経費内訳	項目	金額(円)	充当額(円)	内容
	《合計》			
按分割合 積算根拠				

- 注) 1 【調査研究費、研修費】公共交通機関利用料を支出した視察及び受講料（公共交通機関利用料を含む）を支出した研修について本報告書を作成すること
 2 領収書等は、別途「領収書等添付票」に添付すること
 3 パック料金を利用した場合は、経費内訳の内容欄に、交通費、宿泊費等の項目内訳を記入すること

第4号様式（第3関係）

領収書等添付票

費 目		整理番号	
【領収書その他の書面の添付欄】			

第5号様式（第4関係）

支出証明書

費 目	費		支出合計額	円	
年月日	金額(円)	支出目的	支出を受けた者	領収書を徴し 難い事情	備 考
上記のとおり相違ないことを証明します。 提出者 山口県議会議員					

- 注) 1 この証明書は、領収書その他の書面が徴し難い場合に使用するものとする。
- 2 按分による支出がある場合は、「備考」欄に按分の割合及び当該経費の総額を記載すること。
- 3 按分による支出以外で経費の一部に政務活動費を充当した場合は、「備考」欄に当該経費の総額を記載すること。

政務活動費の交付に関する条例施行規程第四条第三項の 規定に基づく収支報告書等の閲覧に関する要綱

(平成 13 年 4 月 1 日制定)

最終改正 (令和 7 年 3 月 18 日改正)

(閲覧手続)

- 1 閲覧者は、総務課受付において、閲覧簿（政務活動費収支報告書等閲覧請求書）に住所、氏名その他必要な事項を記入又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって別に議長が定めるものにより提出しなければならない。

(閲覧の日時)

- 2 閲覧所における収支報告書等の閲覧は、午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。ただし、山口県の休日に関する条例（平成元年山口県条例第 16 号）第 1 条第 1 項に掲げる日を除く。

(閲覧の遵守事項)

- 3 閲覧者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 収支報告書等は、閲覧所以外の場所に持ち出さないこと。
 - (2) 収支報告書等は、丁重に取り扱い、破損、汚損又は加筆等の行為をしないこと。
 - (3) 閲覧所では、音読、談話、飲食等他の閲覧者の迷惑となる行為をしないこと。
 - (4) その他係員の指示に従うこと。

(閲覧の停止又は禁止)

- 4 閲覧者がこの要綱の規定に違反する場合は、その閲覧を停止し、又は閲覧を禁止することができる。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 25 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 3 月 18 日から施行する。

山口県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（抜粋）

昭和 31 年 10 月 2 日 条例第 41 号
最終改正 令和 8 年 7 月 7 日 条例第 24 号

（費用弁償）

第 3 条 議員が公務のため旅行したときは、費用弁償をする。

2 前項の費用弁償の額は、次の各号に掲げる費用弁償の種類の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 鉄道賃、船賃、航空賃及び旅行雑費 別表第二の規定による額

二 その他の交通費 別表第三の規定による額

三 宿泊費 国家公務員等の旅費支給規程（昭和二十五年大蔵省令第四十五号。以下「省令」という。）別表第二の一の表の区分の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の指定職職員等の欄に掲げる額

四、五（略）

3～5（略）

附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

別表第 2（第 3 条関係）

鉄道賃	船 賃	航空賃	旅行雑費 （1 日につき）
運賃、急行料金、寝台料金、座席指定料金、特別車両料金及びこれらに付随する費用	運賃、寝台料金、座席指定料金、特別船室料金及びこれらに付随する費用	運賃、座席指定料金及びこれらに付随する費用	300 円

備考

- 1 鉄道賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級の運賃の額とする。
- 2 船賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級の運賃の額とする。
- 3 航空賃の欄中運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動するときは最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

別表第 3（第 3 条関係）

一 道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第三条第一号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業（路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。）の用に供する自動車を利用する移動に要する運賃
二 道路運送法第三条第一号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車その他の旅客を運送する交通手段（前号に規定する自動車を除く。）を利用する移動に要する運賃
三 前二号に掲げる運賃以外の費用であつて、道路運送法第八十条第一項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車（以下「有償借受け自動車」という。）の賃料その他の移動に直接要する費用
四 前三号に掲げる費用に付随する費用

備考 第三号に掲げる費用のうち、自家用自動車（有償借受け自動車を除く。）を利用する移動に直接要する費用（有料道路の通行料を除く。）の額は、一キロメートルにつき三十円とする。

山口県情報公開条例（抜粋）

平成 9 年 7 月 8 日 条例第 18 号
最終改正 令和 4 年 12 月 20 日 条例第 42 号

（公文書の開示義務）

第 7 条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報（以下「不開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

一 個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等（文書、図画若しくは電磁的記録に記載され、若しくは記録され、又は音声、動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。次条第 2 項において同じ。）により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

イ 法令若しくは条例（以下「法令等」という。）の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報

ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ハ 当該個人が公務員等（国家公務員法（昭和 22 年法律第 120 号）第 2 条第 1 項に規定する国家公務員（独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 2 条第 4 項に規定する行政執行法人の役員及び職員を除く。）、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）の役員及び職員、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 2 条に規定する地方公務員並びに地方独立行政法人の役員及び職員をいう。）である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

二 個人情報保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 60 条第 3 項に規定する行政機関等匿名加工情報（同条第 4 項に規定する行政機関等匿名加工情報ファイルを構成するものに限る。以下この号において「行政機関等匿名加工情報」という。）又は行政機関等匿名加工情報の作成に用いた同条第 1 項に規定する保有個人情報から削除した同法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する記述等若しくは同条第 2 項に規定する個人識別符号

三 法人その他の団体（国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

イ 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

ロ 実施機関の要請を受けて、公にしないと条件で任意に提供されたものであつて、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

～以下省略

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（抜粋）

平成 16 年 6 月 29 日条例第 32 号
最終改正 令和 7 年 3 月 18 日条例第 34 号

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 2 項に規定する規程、地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企業管理規程並びに議長が定める規程を含む。以下同じ。）をいう。

二～四（略）

五 申請等 申請、届出その他の条例等の規定に基づき県の機関又は議長若しくは議員（以下「県の機関等」という。）に対して行われる通知をいう。

六 処分通知等 処分（行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為をいう。）の通知その他の条例等の規定に基づき県の機関等が行う通知（不特定の者に対して行うものを除く。）をいう。

七 縦覧等 条例等の規定に基づき県の機関等が書面等又は電磁的記録に記録されている事項を縦覧又は閲覧に供することをいう。

八 作成等 条例等の規定に基づき県の機関等が書面又は電磁的記録を作成し又は保存することをいう。

九（略）

（電子情報処理組織による申請等）

第 3 条 県の機関等は、申請等のうち当該申請等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と申請等をする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行わせることができる。

2（略）

3 第 1 項の規定により行われた申請等は、同項の県の機関等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に当該県の機関等に到達したものとみなす。

4 第 1 項の場合において、県の機関等は、当該申請等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えさせることができる。

（電子情報処理組織による処分通知等）

第 4 条 県の機関等は、処分通知等のうち当該処分通知等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、電子情報処理組織（県の機関等の使用に係る電子計算機と処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用して行うことができる。

2～3（略）

4 第 1 項の場合において、県の機関等は、当該処分通知等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわ

らず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(電磁的記録による縦覧等)

第五条 県の機関等は、縦覧等のうち当該縦覧等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているもの(申請等に基づくものを除く。)については、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の縦覧等に代えて当該書面等に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類の縦覧等を行うことができる。

2 (略)

(電子的記録による作成等)

第六条 県の機関等は、作成等のうち当該作成等に関する他の条例等の規定により書面等により行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、規則で定めるところにより、書面等の作成等に代えて当該書面等に係る電磁的記録の作成等を行うことができる。

2 (略)

3 第1項の場合において、県の機関等は、当該作成等に関する他の条例等の規定により署名等を行うこととしているものについては、当該条例等の規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものをもって当該署名等に代えることができる。

(手続等に係る電子情報処理組織の使用に関する状況の公表)

第八条 知事は、少なくとも毎年度一回、県の機関が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。

2 議長は、議長又は議員が電子情報処理組織を使用して行わせ又は行うことができる申請等及び処分通知等その他この条例の規定による情報通信の技術の利用に関する状況について、前項の規定の例により公表するものとする。

山口県議会の行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規程

令和 7 年 3 月 18 日議会規程第 4 号

(趣旨)

第 1 条 この規程は、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成 16 年山口県条例第 32 号。以下「条例」という。）の規定に基づき、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長又は議員（以下「議長等」という。）に対して行われ、又は議長等が行う手続等を行う場合について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成 12 年法律第 102 号）第 2 条第 1 項に規定する電子署名
- 二 電子証明書 議長等に対して通知を行う者又は議長等が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項がこれらの者に係るものであることを証明するために作成される電磁的記録（議長等の使用に係る電子計算機（条例第 3 条第 1 項に規定する電子計算機をいう。以下同じ。）において識別できるものに限る。）であって、次に掲げるものをいう。
 - イ 商業登記法（昭和 38 年法律第 125 号）第 12 条の 2 第 1 項及び第 3 項の規定（他の法令において準用する場合を含む。）に基づき登記官が作成したもの
 - ロ 電子署名及び認証業務に関する法律第八条に規定する認定認証事業者が作成したもの
 - ハ 電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 14 年法律第 153 号）第 3 条第 1 項に規定する署名用電子証明書
 - ニ その他議長が定めるもの

(申請等に係る電子情報処理組織)

第 3 条 条例第 3 条第 1 項に規定する電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計算機と、申請等を行う者の使用に係る電子計算機であって議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による申請等)

第 4 条 条例第 3 条第 1 項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議長等に対して申請等を行う者は、議長の定めるところにより、議長の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該申請等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、申請等を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、申請等を行わなければならない。

2 前項の規定により申請等を行う者は、入力した事項についての情報に電子署名

(申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。)を行わなければならない。ただし、議長が指定する申請等については、電子署名を行うことを要しない。

(処分通知等に係る電子情報処理組織)

第5条 条例第4条第1項に規定する電子情報処理組織は、議長等の使用に係る電子計算機と、処分通知等を受ける者の使用に係る電子計算機であって議長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

(電子情報処理組織による処分通知等)

第6条 議長等が条例第4条第1項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を行うことができるのは、当該処分通知等を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の次の各号に掲げる方式による表示をする場合に限るものとする。

一 第5条の電子情報処理組織を使用して行う識別符号(電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、電子情報処理組織を使用する者(以下「利用者」という。)を他の利用者と区別して識別するために付されるものをいう。以下同じ。)及び暗証符号(電子情報処理組織を使用するために必要な符号で、識別符号が利用者の入力に係るものであることを確認するために付され、かつ、その内容を読みだりに第三者に知らせてはならないものをいう。)の入力

二 電子情報処理組織を使用する方法により処分通知等を受けることを希望する旨の議長の定めるところによる届出

三 議会が貸与し、又は議長の定めるところにより使用を承認した電子計算機の使用

2 前項の場合において、当該処分通知等を行うときは、議長等は、当該処分通知等を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を議長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

(電磁的記録による縦覧等)

第7条 議長等は、条例第5条第1項の規定により電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により縦覧等を行うときは、当該事項をインターネットを利用する方法、議会事務局総務課に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により縦覧等を行うものとする。

(電磁的記録による作成等)

第8条 議長等は、条例第6条第1項の規定により電磁的記録により作成等を行うときは、書面等により当該作成等を行うときに記載すべきこととされている事項を議長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は電磁的記録媒体(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)をもって調製する方法により作成等を行うものとする。

(氏名又は名称を明らかにする措置)

第9条 条例第3条第4項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名（申請等を行う者が議員以外の者である場合にあっては、当該電子署名を行った者を確認するために必要な事項を証する電子証明書が併せて送信されるものに限る。）とする。

2 条例第4条第4項及び条例第6条第3項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であって規則で定めるものは、電子署名とする。

（その他の手続等への準用）

第10条 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長等に対して行われ、又は議長等が行う手続等（条例第3条から第6条までの規定の適用を受けるものを除く。）については、他の条例等に特別の定めがある場合を除くほか、条例及びこの規程の規定を準用する。

（その他）

第11条 この規程に定めるもののほか、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により議長等に対して行われ、又は議長等が行う手続等について必要な事項は、議長が定める。